



当 住 戸 第 050005 号
令 和 7 年 3 月 4 日

新日本婦人の会 当別支部
支部長 佐藤 美智子 様
当別町農民同盟
委員長 岸本 辰彦 様
公益社団法人北海道勤労者医療協会 当別社員支部
支部長 今野 一三六 様
全日本年金者組合当別支部
支部長 相馬 ひろ子 様
太美地域社会保障勉強会
会長 菊地 眞生 様

当別町長 後藤 正洋

要望書への回答について

令和 7 年 2 月 17 日付け文書にて提出された要望書に対し、下記のとおり回答いたします。

記

1 要望事項

本人の同意なく自衛隊への名簿提供を行わないでください。

2 回答

自衛官募集事務に係る対象者情報の提供について、自衛官等募集事務は、自衛隊法第 97 条第 1 項で「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」と規定され、自衛隊法施行令第 120 条では、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」と規定されています。

また、令和 3 年 2 月 5 日付け防衛省・総務省連名通知にて、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないとされています。

個人情報の保護に関する法律第69条第1項では、法令に基づく場合を除き、個人情報の提供を制限していますが、本件については、法令に基づくものであり、適正な情報提供です。

令和6年度は、自衛隊札幌地方協力本部から自衛官募集のパンフレット配布のため、情報提供の依頼があり、対象となる18歳の住民の4情報（氏名、住所、性別、生年月日）を住民基本台帳から抽出し、紙媒体で提供いたしました。

提供した情報は、目的以外で利用することなく、利用後は速やかに廃棄することを確認しております。

尚、名簿提供に係る除外申請について、町民や対象者への周知が不十分だったのではないかとの見解ですが、令和6年度は町広報誌に除外申請の周知記事を2回掲載し、申請期間も3か月間設けましたが、令和7年度に同様の依頼があった際には、広報期間の延長や申請方法に電子申請を新たに追加する等、より丁寧な周知について検討してまいります。